

国家資格化をめぐる Q&A

2013.7.31

一般社団法人日本臨床心理士会 資格法制化プロジェクトチーム

7月の参議院選が終り9月から臨時国会が始まります。当会は、①署名活動、②議員・官公庁への陳情活動、③心理研修センターへの協力の3本柱で推進の努力をしておりますが、さらに推進を加速させるために『心理職の国家資格化をめぐるQ & A』を作成しました。

ちなみに参議院選の自民党の公約に心理職の国家資格化があげられています。署名(8月末締切)は6月末現在で10万筆を超えています。

I. 国家資格化の必要性

Q1:国家資格化を進めるメリットとデメリットはなんですか？

A1:国として、さまざまなところの問題を含む課題に取り組もうとするとき、心理職の国家資格化は不可欠であると行政担当者から伝えられています。うつ、いじめ、自殺、ひきこもり、被害者支援、子育て支援、高齢者支援、災害での役割等々に制度の中で貢献できる職種として、人々にメリットを提供することが求められています。国家資格心理職を作ることで、こうしたメリットを作り出す職能集団として社会に作用点をもつことができます。

国家資格は、心理分野としては唯一のものになるので、ユーザー(広い意味でのクライアント)にとって分かりやすいという点がメリットとなります。さらに国家資格では、国が人々の心の支援をしていく際に、施策の中で関係する対人援助職と共に組み込まれていくこととなりますので、迅速で多方面での関わりが出来るようになります。地域によって心理支援を実際に受けられるかどうかといった現存する格差に関して、国の施策で軽減されることも期待されます。また、国家資格化は、国レベルでの人材システム構築の入り口ともなります。

しかしながら個人の利害の次元におけるメリットとデメリットは、それぞれの個人的立場で考量する事柄であり、この次元では、ある人のメリットは他の人のデメリットになる場合もある、という相対的思考も必要です。メリットとデメリットは表裏の関係にあります。人々にとってのメリットを最大化し、デメリットを最少化するように、われわれは努力する必要があります。

Q2:急いで国家資格を創らなくても、しばらく様子を見て、〈臨床心理士〉の方を発展させればよいのではないのでしょうか？

A2:もともと〈臨床心理士〉は、その創設当時心理職の国家資格化がすぐには実現できないため、将来の国家資格化につなげるための「一階梯(ひとつのステップ)」として作った資格です。〈臨床心理士〉を発展させることはこれまで会員全員が努力してきたことですが、長い年月の間に〈臨床心理士〉の職域には他の国家資格職種や他の心理職の進出が著しくなっています。医療・保健、福祉、教育、司法矯正、産業などの領域で、行政の方針においても国家資格職種が優先され、あるいは〈臨床心理士〉以外の様々な心理職資格者が任用され、また現職にある者が研修を受けることによって心理的業務を担当することも行われています。今の〈臨床心理士〉の、社会における立場を国家資格なしにこれ以上に発展させることは、こうした現状のなかでは無理であると考えられますし、さらに「しばらく様子を見て」いるうちに、一部の勢力から領域を限局した形での国家資格の心理(関係)職が創設されれば、その職をもって制度や施策に組み込まれることになり、事態はより困難なることを強く懸念しています。

II. 当会にとっての国家資格化

Q3:なぜ、〈臨床心理士〉の職能団体である日本臨床心理士会が、国家資格(「心理師(仮称)」)を推進するのですか？

A3:A2でも答えましたが、もともと〈臨床心理士〉は、1988年に心理職の国家資格化につなげるための一つのステップとして作られた暫定的資格です。数も増加し、社会の認知度も高まった現在、これをベースに国家資格を作ることが社会への貢献として強く求められています。

Q4:日本臨床心理士会で国家資格(「心理師(仮称)」)の推進はどのようにして決定されたのですか？

A4:次のような正規の手続きによる機関決定が行われています。2009年6月21日の第1回代議員会で、二資格一法案をベースに一資格一法案の検討を進めることを決議、2009年11月3日の第2回代議員会で「国家資格に対する当会の考え方」が呈示され推進を決議、2010年5月30日の第3回代議員会で「国資格に対する当会の考え方」に基づき、心理臨床関係諸団体等との調整さらに努力することを決議、2012年3月18日の理事会で三団体の要望書に基づき、積極的な活動をしていくことを決議しました。このように団体として定款に沿って決定がなされています。

Q5:国家資格の「心理師(仮称)」ができた場合、職能団体としての「日本臨床心理士会」はどうなるのでしょうか？

A5:法案が通ってから正規の養成課程を経た受験生が出るまで6年ぐらいかかります。その間に経過措置による資格取得者が、多く見積もって3万人程度出る可能性があります。「日本臨床心理士会」の会員もほとんどが経過措置で新資格を取得すると考えられます。この6年の間に、「日本臨床心理士会」は国家資格取得者を主とした職業団体に移行するか、あるいは新たに国家資格団体を立ち上げることも考えられます。

III. 〈臨床心理士〉と「心理師(仮称)」との関係

Q6:〈臨床心理士〉をそのまま国家資格にすることは可能ではないのでしょうか？

A6:当初は、〈臨床心理士〉をそのまま国家資格にすることに努力してきました。しかし、このことには反対意見をもつ大きな団体もいくつか存在します。また現在では心理職の資格を出している他団体も複数存在します。国会での議員質問に対する省庁の回答でも、こうした周辺状況環境への配慮がなされていることがわかります。このような環境の中ですから、〈臨床心理士〉をそのまま国家資格にすることは現実的には可能ではないと考えられます。

Q7:「心理師(仮称)」は〈臨床心理士〉とは別個の資格なのでしょうか？

A7:「心理師(仮称)」は〈臨床心理士〉とは別個の資格です。しかし、これまで臨床心理士が20年以上蓄積してきたシステムを反映していますので、まったく別個と言うよりきわめて類似性の高い資格と言うこともできます。また、この2つの資格の関係がどうなるかは、〈臨床心理士〉の資格認定協会がどのようなスタンスをとるかが鍵です。当会としては、前者はベーシックな資格、後者はより高度の専門資格となしてほしいと考えています。

Q8:〈臨床心理士〉はどうしたら「心理師(仮称)」になれるのでしょうか？

A8:現在〈臨床心理士〉資格をもっている人が新たに「心理師(仮称)」資格を取得するには、経過措置の規定に沿って、資格取得手続きをとることになります。経過措置がどのようになるかは未定ですが、精神保健福祉士の場合は、5年以上の現任者経験があれば、研修を受けて受験できるということになっていました。

IV. 「心理師(仮称)」の内容について

Q9: 名称は「心理師(仮称)」で決定なのでしょうが? なぜ名称に「臨床」という語が入っていないのでしょうか?

A9: 最終的な名称はまだ確定されていません。「臨床」という語が入らないということも決定しているわけではありません。

Q10: 「心理師(仮称)」は学部卒の資格なのでしょうが?

A10: 基本的には大学院修士修了の資格です。しかし所定の心理学を修めた学部卒の人が専門の指導者のもとで数年実務経験を経た上で受験できるということも提案されています。ただ、受験できるということと、修士課程が必要ないということは別です。例えば大学受験は、高卒でも高卒認定でもできますが、だからといって高校に行かない選択が多くなることはないということから容易に推測できます。一方で、現在、学部を卒業して国家公務員や地方公務員の心理職として実務に就かれている方々が「臨床心理士」資格を希望しても受験することができないという事態を国家資格では解消できることになります。

Q11: 「心理師(仮称)」養成のカリキュラムはどうなるのでしょうか?

A11: カリキュラムは最終的に管轄省庁が設置する委員会で検討されます。しかし法案審議の段階で、資格の内容を審議するためにカリキュラム案の提示は必要とされます。現在は日本心理学諸学会連合の案が提案されていますが、日本心理臨床学会の案も提案される予定です。またそれ以外のカリキュラム案が提案されることもあり得ます。

Q12: 「心理師(仮称)」で専門性の水準が維持されるのでしょうか?

A12: 専門性は他の国家資格でも常にその向上の努力を、国の支援や要請のもとに、職能団体などが続けています。養成カリキュラムも見直しが続けられます。水準はそのような努力の持続の中で維持されていきます。専門性の水準が維持されるかどうかは、向上への努力次第で決まっていきます。Q1でも述べた国家資格化のメリットを最大化にする努力は、国家資格化成立後も続けていかななくてはならないものです。

Q13: 「心理師(仮称)」は医師の指示を受けるのでしょうか?

A13: 2005年に策定された「臨床心理士及び医療心理師法案要綱骨子」には、「臨床心理士」は医療提供施設では医師の指示を受けるとなっています。当時の交渉の中で、「日本臨床心理士会」としてもこのことは了承した経緯があります。「心理師(仮称)」の要望書でも、同様の規定を提案しています。医療を受けているクライアントが医療機関外で、心理職による心理支援を受ける場合は、その医療機関の主治医と医療機関外の心理職との関係は「連携」、「協働」という関係になると考えられます。

Q14: 「心理師(仮称)」の試験・登録機関はどうなるのでしょうか?

A14: 国家資格の試験登録機関は、医師、看護師のように国が行っているものもあり、また精神保健福祉士や言語聴覚士のように民間の法人が行っているものもあります。「心理師(仮称)」の場合、歴史の経緯からいって後者の形になります。この機関は、国が募集して決められますので、現在決まってはいません。しかし、「心理師(仮称)」の試験・登録、研修などは、これまで蓄積してきたノウハウを反映させるためにも心理職関係者が担うことが望まれますので、現在、一般財団法人日本心理研修センターもこうした機能を果たせる機関として設立されています。

Q15:「心理師(仮称)」の所轄官庁はどこになるのでしょうか？

A15:「心理師(仮称)」の業務分野の多くを所管する厚生労働省と文部科学省が共管でこれを担う方向と考えられます。

【付記】

当会の資格関連情報の発信について： 当会では資格法制化プロジェクトチームが中心となり、絶えず最新の情報を、理事会、代議員会で報告するとともに、以下のようなルートで会員全員にも発信しています。

①『日本臨床心理士会雑誌』: 本雑誌では<資格関連>というコーナーを設けて、詳細な情報を発信しています。直近は 6.30 発行の第 75 号。／②『資格問題の諸情報・電子版速報』: 当会のホームページの<資格関連情報> (<http://www.jsccp.jp/suggestion/license/>)から見るすることができます。直近は 6.21 発信の No.13。／③『ニュースレター』: ニュースレターでは<資格関連最新情報>というコーナーを設けて、ホットな情報を発信しています。直近は 6.11 発行の No.6。／④『資格法制化問題担当者会議』: 各都道府県臨床心理士会の資格問題担当者に集まっていたき、最新情報を伝えるとともに、資格推進に向けての協力(署名、議員陳情等)をお願いしています。直近は 4.14 に第 3 回が開催されました。／⑤『資格関連説明集会』: 各都道府県臨床心理士会からの要請に応じて、資格法制化プロジェクトチーム委員2名が、出向いて最新情報を伝えるとともに、質疑を通して意見交換をしています。これまで各都道府県で 32 回開催され、今年はさらに兵庫県、青森県、和歌山県、北海道で開催しました。

尚、会員の皆様からのご意見等は、①メールなどで当会事務局(office@jsccp.jp)にお寄せいただければ、資格法制化プロジェクトチームに伝えられます。また②代議員、各都道府県臨床心理士会を通じて伝えていただくこともできます。建設的なご意見を期待します。